

平成 25 年 11 月 20 日(水)

衆議院 決算行政監視委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「平成 23、24 両年度東日本大震災関係経費の 24 年度末時点における執行状況」 会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」会計検査院(平成 25 年 10 月)から抜粋 1 頁
- ・資料2 「(3)土地収用制度」 復興庁・法務省・国土交通省作成資料「用地取得加速化プログラムの具体的内容」(平成 25 年 10 月)から抜粋 2 頁
- ・資料3 「復旧・復興事業の用地取得に係る現状・課題について」 岩手県作成資料 3 頁
- ・資料4 「津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について」 国土交通省 国都市第 312 号平成 25 年 3 月 11 日 4 頁
- ・資料5 「岩手県沿岸 12 市町村の住宅再建に係るガイドブック等の作成状況」復興庁作成資料 5 頁
- ・資料6 「被災された方の住まいの再建サポートブック」 宮古市平成 25 年 7 月版から抜粋 6 頁
- ・資料7 釜石市「住宅再建・復興公営住宅被災者支援ガイドブックー平成 25 年度版ー」から抜粋 7ー10 頁

- ・資料8 「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長について」

内閣府(防災担当) 府政防第 1213 号平成 23 年 11 月 30 日 11頁

- ・資料9 「東日本大震災に係る災害弔慰金の支給に係る審査会による支給状況に

ついて(平成 25 年 9 月 30 日現在)」 内閣府(防災担当)作成資料

12－14頁

- ・資料 10 「〇〇市・新潟県中越大震災関連死認定基準」平成 23 年東日本大震災

に係る通知 II 災害弔慰金、災害見舞金、災害援護貸付金(平成 24 年 4 月

2 日)から抜粋

15－17頁

- ・資料 11 「衆議院決算行政監視委員会の決議に対する反映状況」 会計検査院法

第 30 条の 3 の規定に基づく報告書「東日本大震災からの復興等に対する

事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」会計検査院(平成

25 年 10 月)から抜粋

18頁

表14 平成23、24両年度東日本大震災関係経費の24年度末時点における執行状況

(単位：億円、%)

区分	平成23年度予算					24年度復興特会	合 計
	予備費	1次補正	2次補正	3次補正	計		
予算現額 A	503	39,537	16,763	92,438	149,243	49,706	198,949
支出済額 B	503	29,351	14,018	78,249	122,122	31,522	153,644
繰越額 C	—	1,449	297	3,956	5,702	16,327	22,030
うち事故繰越額	—	1,449	297	3,956	5,702	75	5,778
不用額 D=A-B-C	—	8,737	2,447	10,232	21,417	1,857	23,274
執行率 B/A	100.0	74.2	83.6	84.6	81.8	63.4	77.2
繰越率 C/A	—	3.6	1.7	4.2	3.8	32.8	11.0
不用率 D/A	—	22.0	14.6	11.0	14.3	3.7	11.6

(注) 平成23年度予算の執行状況は、2か年度における執行状況である。

図8-1 平成23年度予備費及び補正予算の24年度末時点における執行内訳

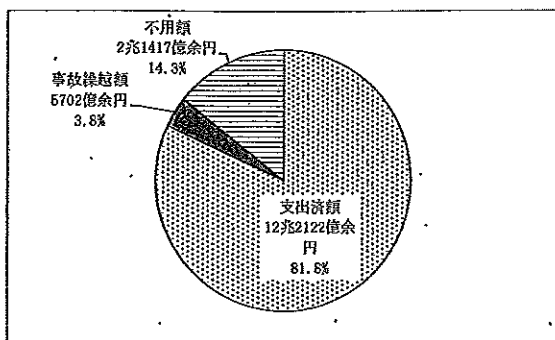
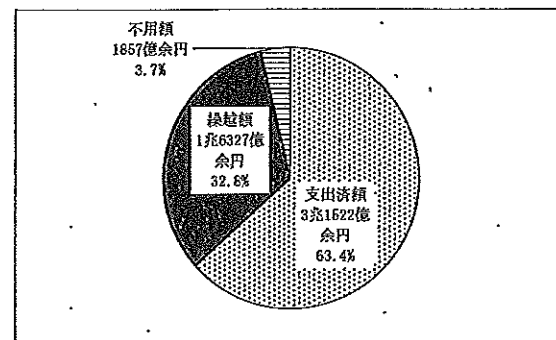


図8-2 平成24年度復興特会の24年度末時点における執行内訳



(3) 土地収用制度

用地取得加速化
モデルでの実績

(岩手県の釜石市内鵜住居・片岸海岸における防潮堤事業)

早期の事業認定申請
(用地幅杭打設前から申請準備に着手)

県は1～2年を要すると懸念⇒申請書類を約4か月で概成。

当初の予定より説明会開催を3か月前倒し

通常3か月⇒約50日で事業認定告示

今後、県の収用委員会において迅速化に向けて取組み

手続の流れ

事業認定の申請準備

- ・事業認定申請書の作成
- ・説明会の開催

事業認定申請

事業認定告示

収用裁決の申請準備

収用裁決申請

収用裁決(各県の収用委員会)

補償金の支払い 権利取得・明渡し

加速化措置

○復興事業の早期事業認定申請(3年8割(※1))を待たずに収用手続に移行、任意買収と並行して収用手続を進める)

○事業認定庁(県事業の場合は国交大臣)と前広に情報共有、早い段階からの相談。

○説明会の開催方法の効率化(用地説明会と兼ねて開催)

○被災状況等を踏まえた柔軟な審査
土地収用法上の努力義務である3か月を2か月以内に短縮

○所有者が不明の場合の不明裁決の手続を起業者向けに明確化
○県収用委員会との前広な情報共有

○収用手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有
○指名委員制度(※2)の活用
○事務局体制の強化を周知
○所有者不明の土地に関する不明裁決(※3)の活用

※1 3年8割ルール:事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時まで、収用手続きに移行するものとしたもの。

※2 指名委員制度:審理又は調査の一部を委任し、一部の委員による審理進行を可能とする制度。

※3 不明裁決:土地所有者等の氏名又は住所を確認できない場合に、当該事項を不明としたまま行う収用委員会の裁決。

復旧・復興事業の用地取得に係る現状・課題について

- 東日本大震災津波からの復旧・復興事業について、計画策定等の基盤整備時期から本格的な復興期に移行しようとする中、円滑かつ迅速な事業の実施が急務
- 今後、復旧・復興事業の本格化に伴い、防潮堤事業や道路事業等で同時期に多数の用地取得が必要

【用地取得を要する県の復旧・復興事業の状況】

分野	用地取得 必要地区数	整備完了予定年度 (平成 25 年 8 月 8 日現在)
一般海岸・港湾海岸	43	平成 27 年度（一部防潮堤：平成 28 年度、一部水門：平成 29 年度）
農地海岸・林野海岸	10	平成 27 年度（高田松原地区：平成 30 年度）
漁港海岸	24	平成 27 年度
復興支援道路・復興関連道路	20	平成 28 年度～平成 30 年度
まちづくり連携道路等	33	平成 30 年度
災害公営住宅	32	平成 28 年度
合 計	162	

- 事業用地について、契約件数が膨大（県、市町村合計；約 2 万件）かつ、相続未処理や多数共有等の課題がある土地が県、市町村合計で少なくとも約 4 千件と多数
- なお、市町村においては、権利者調査が進んでいないため、半数以上が不明又は分類困難となっているが、懸案件数が大幅に増加することが確実（市町村事業の「不明、分類困難」の区分の案件について、懸案件数の割合（34%）と同等の件数があると想定した場合、県、市町村合計で約 6,500 件以上との試算になる。）
- 用地確保が進まず、工事着工できない状況が続き、復旧・復興の足かせとなることが懸念
- 例えば、相続手続未了のケース（明治時代から登記簿が手付かずのまま）では、数代にわたる膨大な数の関係者の搜索と遺産分割協議による権利取得が必要など、通常手続での早期着工は困難

【権利者調査の状況（平成 25 年 9 月末現在）】

主体	契約予定 件数	懸案事項 なし	懸案件数						不明 分類困難
			共有・相続 （複雑）	抵当権等	行方不明	所有者不明	重複調整	合計	
県	4,915	3,365	883	690	28	29	△80	1,550	—
市町村	14,727	4,480	1,051	1,274	4	2	△12	2,319	7,928
合計	19,642	7,845	1,934	1,964	32	31	△92	3,869	7,928

※ 県では、用地取得が必要な 162 地区のうち、143 地区について権利者調査を実施済

※ 「件数」とは契約件数であり、多数共有地や相続未処理地であっても 1 筆を 1 件としているほか、1 人の権利者が複数の土地を所有している場合でも 1 件としていること

国都市第312号
平成25年3月11日

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
千葉県
仙台市

各土地区画整理担当部局長殿

国土交通省都市局市街地整備課長

津波被災市街地における土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策について

津波被災地においては、早期復興に向けて土地区画整理事業を促進させるため、合意形成等に努められているところであるが、土地区画整理事業の早期工事着手、円滑な事業進捗を図るための方策について、下記のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

1 早期工事着手のための方策

土地区画整理事業に関する工事については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第98条第1項の規定により、仮換地指定の後に着手するのが原則である。地方公共団体等施行事業の仮換地指定については、必要となる土地区画整理審議会の選挙手続を短縮できる措置を講じている(土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第42条の2第1項)ことから、本措置の適切な活用を通じ、仮換地指定の早期化及び工事着手の迅速化を図られたい。

また、仮換地指定の前であっても、法第78条第1項に規定する損失補償を伴う場合を除き、土地区画整理事業の工事実施に関する地権者の同意(いわゆる起工承諾)を得られた箇所から順次工事を実施することが可能であり、本手法を適時・適切に活用することを通じ、工事着手の迅速化を図られたい。

2 円滑な事業進捗のための所有者不明の土地の柔軟な取扱い

所有者不明の土地が存在する場合、土地区画整理事業においては、法第133条第1項の規定により、換地処分の際などにおける土地所有者等への通知に当たって、公告をもって書類の送付に代える(いわゆる公示送達)ことができることから、公示送達制度の適切な運用等を通じ所有者不明の土地についても換地処分を進める等、土地区画整理事業の手続の柔軟な進捗を図られたい。

なお、法第133条第1項の「過失がなくて」の要件を充足するためには、通常は、登記簿、戸籍簿及び住民票の調査、周辺聞き取り調査等の施行者が一般に行うと想定される調査をすることによってもなお、書類の送付を受けべき者の住所等を確知できないことをもって足りると解される。

岩手県沿岸12市町村の住宅再建に係るガイドブック等の作成状況

市町村名	ガイドブック等の作成状況	参考情報
洋野町	・町の独自支援の一覧表を作成(福祉課)。	・相談の状況をみながら、問い合わせが増えてきたら資金のシュミレーションについての資料の作成も考える(資金シュミレーションの相談はあり。)
久慈市	・岩手県作成の「暮らしの安心ガイドブック」を活用。 ・「住宅再建に向けた支援策」を作成。	・昨年度、地区ごとに平均的な面額、費用、支援策等の資料を説明会用に作成。
野田村	・担当課ごとに独自支援の説明資料を作成。	・相談の状況をみながら、問い合わせが増えてきたら資金のシュミレーションについての資料の作成も考える(資金シュミレーションの相談はあり。)
普代村	・ガイドブック等は作成していない(住宅の被害なし。)	—
田野畑村	・主な補助金と村の単独事業一覧を作成。	・相談の状況をみながら、問い合わせが増えてきたら資金のシュミレーションについての資料の作成も考える(補助金の内容についての相談はあり。)
岩泉町	・独自支援の一覧表あり。	・相談の状況をみながら、問い合わせが増えてきたら資金のシュミレーションについての資料の作成も考える。
宮古市	・「被災された方の住まいの再建サポートブック」を作成。	・相談の状況もみながら、問い合わせが増えてきたら資金のシュミレーションについての資料の作成も考える。
山田町	・独自支援策も盛り込んだ「山田町被災者支援制度一覧」を作成。	・資金の関係は相談はあり(周知はされている。)
大槌町	・「大槌町まちづくり復興ガイドブック」を作成(資金のシュミレーションあり。)	—
釜石市	・「大槌町まちづくり復興ガイドブック」を作成(資金のシュミレーションあり。)	—
大船渡市	・ハンドブックがおおむね完成。(12月補正で印刷予定) (浄化槽・ソーラーパネル設置の補助金や年金・消費税等の社会保障の動向をみながら、住宅をどう再建するかが主な内容。) ・別途、「各種支援制度適用早見表」を作成。	・早見表をもとにワンストップ窓口を設置して対応(9時～15時で関係課から1名が在籍し対応。)
陸前高田市	・様々な補助金の添付書類を窓口で説明するための資料を作成。	・被災者支援の一元窓口を設け対応。

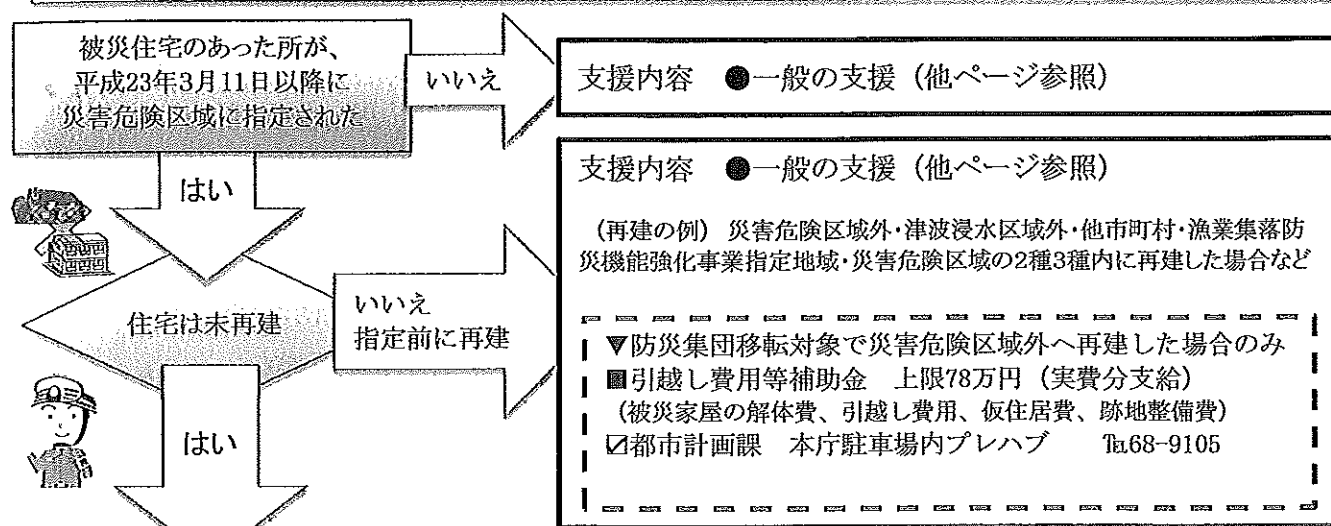
※各市町村から電話で聞き取り。

※各市町村ごとに復興事業進捗状況も異なるが、被災者への説明も一元化窓口を設ける等、鋭意工夫。

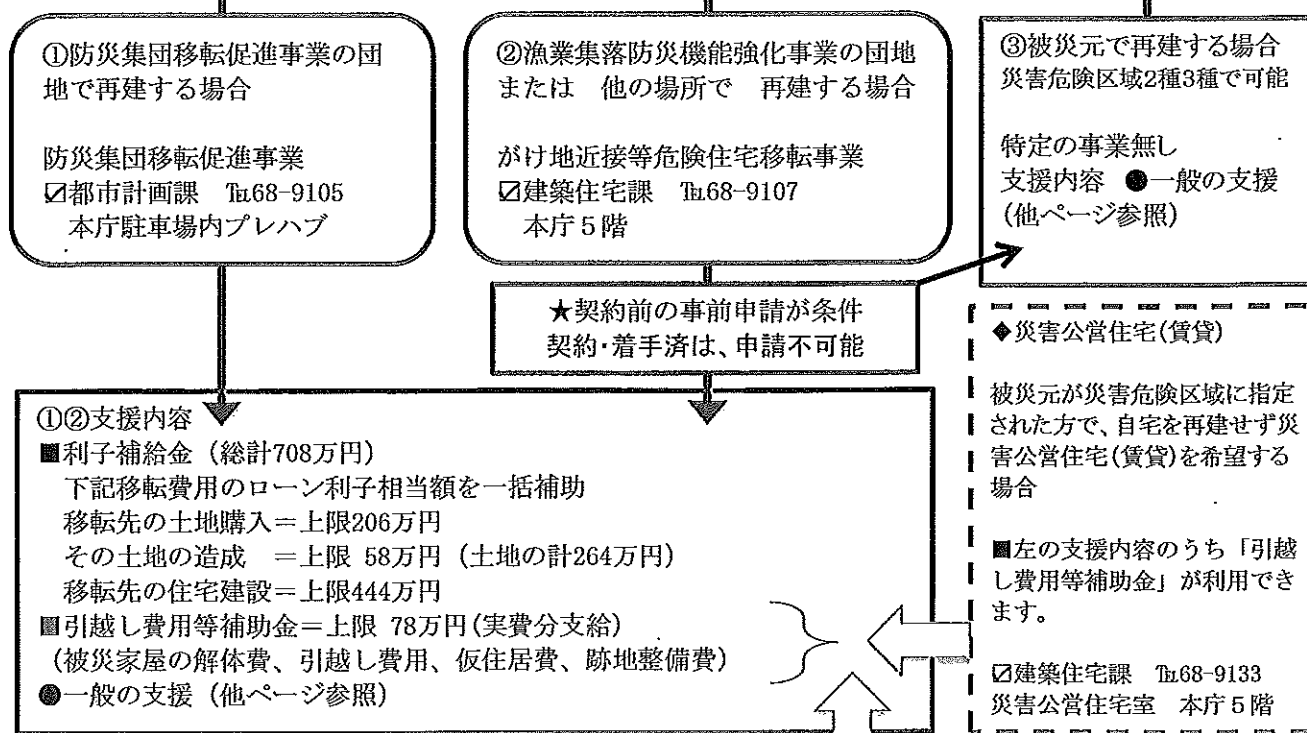
※住宅再建シュミレーションの記載の有無等内容は異なるものの、被災自治体の始で独自の情報提供媒体を作成され、被災者への情報提供を工夫。

※盛岡市・北上市でも独自の被災者支援制度のガイドブックを作成(みなし仮設に入居している方が主な対象)。問い合わせが増えてきたら資金のシュミレーションについての資料の作成も検討。

★被災住宅のあった所が「災害危険区域」に指定された場合の支援



住宅を再建する場合、次のいずれかになります。



ただし②の場合、防災集団移転促進事業「対象地域」の方のみ、上の「引越し費用等補助金」が、事後になっても申請可能になります。その際の申請窓口は、下記に変更されます。

☑都市計画課 TEL68-9105 本庁駐車場内プレハブ

† 災害危険区域について知りたい場合

☑都市計画課（計画） TEL68-9108 本庁駐車場内プレハブ

† 被災住宅のあった地域が今後どうなっていくのか？再建にあたって土地の規制等を知りたい場合

☑都市計画課（復興まちづくり推進室） TEL68-9128 本庁駐車場内プレハブ

★被災住宅のあった所が「土地区画整理事業」施行区域になった場合の支援

支援内容

☑都市計画課 復興調整 TEL68-9105 本庁駐車場内プレハブ

■移転補償費 移転対象となる建物がある場合は、一定基準に基づいた補償費を支給。

●一般の支援（他ページ参照）

住宅を建てる方(自力再建)への支援

東日本大震災の発生以降、被災者の皆さまに対するさまざまな住宅再建に関する支援制度が整備されました。被災者の皆さまが被災前の地域に戻っていただくことで、地域のつながりや、顔なじみのご近所付き合いを大切にしたい、被災前と変わらぬ暮らしに少しでも早く戻って頂くため、市独自に次の制度を創設しました。

- 1 住宅再建支援として100万円を補助する制度
- 2 第2種災害危険区域等で、建築規制に適合するかさ上げ等の工事（盛土や住宅の基礎を高くするなど）をする場合、工事費の1/2（50万円上限）を補助する制度
- 3 住宅を建設または購入するため、融資機関から借入れをした場合、利子相当額（250万円上限）を補助する制度

この3つの制度はすでに住宅を再建した方も対象（遡及適用）としますが、復興公営住宅に一旦入居した方は対象外となります。

なお、20～22ページに、住宅再建費用のシミュレーションを掲載していますので、ご参考にしてください。

なお、現在、国において自力再建の方に対する消費増税の負担軽減策が検討されています。

シミュレーション①

防災集団移転促進事業（自力再建）

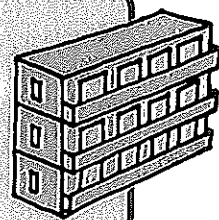
- 事例1：市が整備した住宅団地内の土地を購入し、住宅を建てる
 事例2：市が整備した住宅団地内の土地を借地し、住宅を建てる



シミュレーション②

防災集団移転促進事業（復興公営住宅に入居）

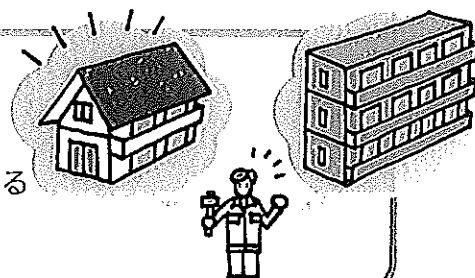
- 事例3：復興公営住宅に入居する
 事例4：復興公営住宅（戸建）に入居し、5年後に払い下げを受ける



シミュレーション③

土地区画整理事業など

- 事例5：自分の土地または換地された土地に住宅を建てる
 事例6：復興公営住宅に入居する



シミュレーション①

防災集団移転促進事業（自力再建）

事例1：市が整備した住宅団地内の土地を購入し、住宅を建てる

事例2：市が整備した住宅団地内の土地を借地し、住宅を建てる

＜シミュレーション条件＞ ※条件はすべて仮定です。

- 被災した住宅があった土地（災害危険区域）の価格…90坪（約300㎡）・坪単価25,000円
- 市が整備した住宅団地の土地の価格 …80坪（約265㎡）・坪単価31,000円
- 市が整備した住宅団地の土地の借地料※ …80坪（約265㎡）・年額26,000円
- 再建する住宅の建設費 …1,200万円
（建物本体1,000万円に、上下水道などの諸経費として本体費用の20%（200万円）を加算）
- （独）住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を利用する。

返済期間は20年、返済方法は元利均等払い、金利は5年目まで0%、6～10年目は0.95%、11年目以降は1.48%とする。（金利は平成25年7月現在）

※借地料は、固定資産税相当額を見込んでおります。

■収入	事例1	事例2
被災した住宅があった土地の売却代金（25,000円×90坪）	225万円	225万円
被災者生活再建支援金（加算支援金）	200万円	200万円
被災者住宅再建補助金（市・県）	200万円	200万円
収入合計	625万円	625万円

※その他、状況に応じて各種支援制度があります。

■支出	事例1	事例2
市が整備した土地の購入費（31,000円×80坪）	248万円	0万円
再建する住宅の建設費	1,200万円	1,200万円
支出合計	1,448万円	1,200万円

■ローン・負担額	事例1	事例2
住宅ローンの額（支出合計－収入合計の残額）	823万円	575万円
（独）住宅金融支援機構でローンを組んだ場合の利子額	57万円	40万円
住宅ローンの利子補給（防災集団移転促進事業）	▲57万円	▲40万円
借地料	0円	（2.6万円／年）
最終的な自己負担額	823万円	575万円
毎月の支払い額	約3.4万円	約2.6万円 （ローン返済＋借地料）

※「毎月の支払い額」のほか、取得した土地や建物には固定資産税がかかります。

シミュレーション②

防災集団移転促進事業（復興公営住宅に入居）

事例3：復興公営住宅に入居する

事例4：復興公営住宅（戸建）に入居し、5年後に払い下げを受ける

＜シミュレーション条件＞ ※条件はすべて仮定です。

- 被災した住宅があった土地（災害危険区域）の価格
…90坪（約300㎡）・坪単価25,000円
- 市が整備した復興公営住宅（戸建）の土地の価格
…55坪（約180㎡）・坪単価31,000円
- 復興公営住宅の家賃
…月額20,000円
- 復興公営住宅の払い下げ価格
…1,275万円
- 金融機関Aから融資を受ける。
返済期間は20年、返済方法は元利均等払い、金利は2.475%（固定）とする。

■収入	事例3	事例4
被災した住宅があった土地の売却代金（25,000円×90坪）	225万円	225万円
被災者生活再建支援金（加算支援金）	0万円	0万円
被災者住宅再建補助金（市・県）	0万円	0万円
収入合計	225万円	225万円

※その他、状況に応じて各種支援制度があります。

■支出	事例3	事例4
復興公営住宅（戸建）の土地の購入費 （31,000円×55坪）	0万円	170万円
復興公営住宅の払い下げ価格	0万円	1,275万円
支出合計	0万円	1,445万円

■ローン・負担額	事例3	事例4
住宅ローンの額（支出合計－収入合計の残額）	0万円	1,220万円
金融機関Aでローンを組んだ場合の利子額	0万円	328万円
復興公営住宅家賃（月額2万円） ※家賃の目安は30ページをご覧ください。	（24万円／年）	120万円 （払い下げまでの5年分）
最終的な自己負担額	0万円	1,668万円
毎月の支払い額	約2.0万円 （公営住宅家賃）	約6.4万円

※「毎月の支払い額」のほか、取得した土地や建物には固定資産税がかかります。

シミュレーション③

土地区画整理事業など

事例5：自分の土地または換地された土地に住宅を建てる

事例6：復興公営住宅に入居する

＜シミュレーション条件＞ ※条件はすべて仮定です。

- 再建する住宅の建設費 …1,200万円
(建物本体1,000万円に、上下水道などの諸経費として本体費用の20%(200万円)を加算)
- 復興公営住宅家賃 …月額20,000円
- (独)住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を利用する。
返済期間は20年、返済方法は元利均等払い、金利は5年目まで0%、6～10年目は0.95%、11年目以降は1.48%とする。(金利は平成25年7月現在)

■収入	事例5	事例6
被災者生活再建支援金(加算支援金)	200万円	0万円
被災者住宅再建補助金(市・県)	200万円	0万円
収入合計	400万円	0万円

※その他、状況に応じて各種支援制度があります。

■支出	事例5	事例6
再建する住宅の建設費	1,200万円	0万円
支出合計	1,200万円	0万円

■ローン・負担額	事例5	事例6
住宅ローンの額(支出合計－収入合計の残額)	800万円	0万円
(独)住宅金融支援機構でローンを組んだ場合の利子額	55万円	0万円
住宅ローンの利子補給	▲55万円	0万円
復興公営住宅家賃(月額2万円) ※家賃の目安は30ページをご覧ください。	0万円	(24万円/年)
最終的な自己負担額	800万円	0万円
毎月の支払い額	約3.3万円	約2.0万円 (公営住宅家賃)

※「毎月の支払い額」のほか、取得した土地や建物には固定資産税がかかります。

府政防第1213号
平成23年11月30日

岩手県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長について

被災者生活再建支援金の申請期間の延長に関する取り扱いについては、「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成22年9月3日付け府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当）通知）別紙2の第5の3に示しているところです。

東日本大震災においては、広範かつ甚大な被害が発生したことから、住宅再建の前提となる土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の計画・実施までに相当の期間を要することなどが見込まれています。

このため、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長については、下記のとおり取り扱うこととするので通知します。

また、このことについては、速やかに貴管内の市町村へ周知されるようお願いいたします。

記

1. 延長については、4年を超えない範囲で期間を設定できること。

2. 再延長については、1年を超えない範囲の期間を繰り返し設定できること。

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害復旧・復興担当）付

新澤、藤澤

TEL 03-5253-2111（内線51602）

FAX 03-3597-9091

東日本大震災に係る災害弔慰金の支給に係る審査会による支給状況について(岩手県) (平成25年9月30日現在)

区分	市町村名	審査会審査 件数	災害との 因果関係 有		災害との 因果関係 無		継続審査中 の件数
			発災から6月以内	発災から6月超	発災から6月以内	発災から6月超	
県設置	大船渡市	106	72	64	8	34	15
	陸前高田市	72	32	28	4	40	27
	矢巾町	2	1	1		1	
	一関市	19	13	13		6	
	釜石市	127	88	83	5	37	31
	大槌町	97	48	44	4	49	38
	宮古市	90	39	35	4	51	40
	滝沢村	1	1		1		
	田野畑村	6	2	1	1	4	3
	野田村	12	1	1		11	2
	遠野市	2	1	1		1	1
	奥州市	9	2	2		7	
	北上市	1	1	1			
	久慈市	2	1	1		1	1
	花巻市	5	1	1		4	
	雫石町	1	1		1		
	一戸町	1	1	1			
	小計	553	305	277	28	246	164
	盛岡市	12	6	6		6	
	山田町	101	63	45	18	31	24
	岩泉町	4	3	3		1	1
	田野畑村	1	1	1			
	小計	118	73	55	18	38	25
	計	671	378	332	46	284	189
市町村設置							
計							

※1 発災時に各市町村に在住していた被災者について、審査会において審査が行われた件数を母数とする。
 ※2 紫波町、平泉町、住田町、菅代村、九戸村については、災害弔慰金の支給はあるが、審査会に諮った実績がないため、本資料には掲載していない。

東日本大震災に係る災害弔慰金の支給に係る審査会による支給状況について(宮城県) (平成25年9月30日現在)

区分	市町村名	審査会審査 件数	災害との 因果関係 有		災害との 因果関係 無		継続審査中 の件数
			発災から6月以 内	発災から6月 超	発災から6月以 内	発災から6月 超	
県設置	南三陸町	29	20	20	9	9	
	松島町	9	5	5	4	4	
	七ヶ浜町	6	1	1	5	5	
	美里町	5	1	1	4	4	
	大郷町	1			1	1	
	涌谷町	4			4	4	
	登米市	12	5	5	7	6	1
	栗原市	8	1	1	7	7	
	富谷町	1	1	1			
	大崎市	2	1	1	1	1	
市町村設置	小計	77	35	35	42	41	1
	仙台市	284	249	245	4	8	26
	石巻市	333	245	232	13	54	33
	塩竈市	20	18	18	2	2	
	気仙沼市	148	101	99	2	27	20
	名取市	40	40	34	6		
	多賀城市	24	24	23	1		
	岩沼市	9	6	5	1	3	1
	東松島市	80	65	57	8	15	5
	大河原町	3	2	2	1	1	
	柴田町	10	3	3	7	6	1
	亶理町	35	14	14	21	18	3
	山元町	32	18	17	1	8	6
	女川町	30	22	22	8	6	2
	小計	1,048	807	771	36	142	97
	計	1,125	842	806	36	183	98

※1 発災時に各市町村に在住していた被災者について、審査会において審査が行われた件数を母数とする。
 ※2 白石市、角田市、村田町、川崎町、丸森町、利府町、大和町、大衡町、色麻町、加美町、涌谷町については、災害弔慰金の支給はあるが、審査会に諮った実績がないため、本資料には掲載していない。

東日本大震災に係る災害弔慰金の支給に係る審査会による支給状況について(福島県) (平成25年9月30日現在)

区分	市町村名	審査会審査件数	災害との因果関係			災害との因果関係 無	継続審査中の件数
			有	発災から6月以内	発災から6月超		
市町村設置	浪江町	326	297	138	159	19	10
	双葉町	108	99	76	23	8	1
	大熊町	106	98	57	41	4	4
	富岡町	205	190	94	96	10	5
	檜菜町	94	90	44	46	3	1
	広野町	39	37	22	15		2
	葛尾村	24	21	10	11	3	
	川内村	70	63	33	30	3	4
	南相馬市	554	436	307	129	89	29
	飯館村	96	42	20	22	54	
	いわき市	191	116	113	3	71	4
	相馬市	18	17	13	4		1
	鏡石町	2	2	2			
	福島市	20	9	9		11	
	二本松市	1				1	
	郡山市	4	3	2	1	1	
	川俣町	32	16	5	11	16	
	計	1,890	1,536	945	591	293	61

※1 発災時に各市町村に在住していた被災者について、審査会において審査が行われた件数を母数とする。

※2 会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、田村市、伊達市、国見町、大玉村、西郷村、石川町、三春町、新地町については、災害弔慰金の支給はあるが、審査会に諮った実績がないため、本資料には掲載していない。

※3 福島県においては、災害との因果関係がないと判断された者について、発災からの経過月数で分けた、統計をとりまとめている。

〇〇市・新潟県中越地震関連死認定基準
(平成16年10月23日発災)

平成17年10月

1 死亡までの経過期間

- ・平成16年10月中に死亡 → 震災関連死であると推定
- ・1ヶ月以内の死亡 → 震災関連死の可能性が高い
- ・死亡まで1ヶ月以上経過 → 震災関連死の可能性が低い
- ・死亡まで6ヶ月以上経過 → 震災関連死でないと推定

2 地震と疾病との因果関係

- (1) 偶然による事故 → ×

震災後に屋根の修理で転落、地面の凹凸による転倒

- (2) 故意 → 4「自殺」参照

- (3) 重過失 → ×

適切な医療を受ける必要性を認識し、受けることが可能であったにもかかわらず無視。

- (4) 因果関係の断絶 → ×

1 地震の前から重篤であった既往症が死因(震災による増悪なし)・・・癌等

2 地震後に別の原因で発症した疾病が原因

- (5) 環境の激変 → ○

- ・病院の機能停止による初期治療の遅れ
- ・病院の機能停止(転院を含む)による既往症の増悪
- ・交通事情等による初期治療の遅れ
- ・避難所等生活の肉体・精神的疲労
- ・地震のショック・余震への恐怖
- ・救助・救護活動等の激務
- ・多量の塵灰の吸引

但し、判断にあつては次の点を考慮する。

- ① 死因が肺炎・心筋梗塞・心不全・脳梗塞等ありふれたものについては、次により、震災との関連を緻密に判断する

- ・発症時期・・・・・・・・・・生活が安定して以降の発症なら、×
- ・地震前の状態(高血圧・高脂質・持病等)・・・元々のハイリスク者ではなかったか。
- ・高齢・・・・・・・・・・元々衰弱(免疫力低下)しており、地震がなくても同様の経過を辿ったと考えられる。

・医師の追加診断書(少なくとも関連性が否定されていないこと)が必要

- ②地震のショックが原因と主張される場合、直接死因が、ショック症状の影響を受け得るものかどうか。

・癌、腎不全の発症又は増悪、脳出血等には、×

- ③第三者の過失 → ×

1 既往症の増悪、直接死因の発症が明白な医療ミスあるいは不作為によってもたらされた場合

2 直接死因である症状の発見が遅れ、適切な処理ができなかったことについて、医療側に明白な過失があった。

3 当該疾病と死亡の因果関係

(1) 発症後、症状がまったく改善しなかったのか。

- ・一度改善した場合は、以降の悪化は震災によるものでなく、それ以降の原因によるものと考えられる。
- ・したがって、症状改善により入退院を繰り返しているケースは、×

(2) 発症以後、適切な処置をとっていたか。

- ・本人の意志で医療を受けることを怠らなかったか。
 - ・病院の不適切な処置はなかったか。
- 重症にも関わらず、入院継続や転院の措置をとらず、退院させた。
- ※退院は、原則として症状改善の掟制となる。

4 自殺

故意（本人が任意に引き起こした）であることだけをもって一概に関連性を否定するものでなく、次の点を考慮し、判断する

(1) 発作的なものでなく、精神的疾患に基づくもの。

- ・精神的鬱状態、自立神経失調症、言語異常等が精神科医により診断されていること。
- ・精神安定剤、睡眠薬等が投与されていたこと
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）の診断までは必ずしも必要ではない。

(2) 上記疾患が、震災を契機としたストレスによるものであること。

(注) 1 上記の基準は、必ずしも、数値によりポイント化できるものではないので、個別に判断するしかないが、著しくかけ離れるようなケースは排除していくこと。

平成23年東日本大震災に係る通知

[平成24年4月2日]

II 災害弔慰金、災害見舞金、災害援護貸付金

[目次]

1	過去の災害における災害関連死に係る災害弔慰金の支給判定に関する事例について、各都道府県に情報提供 (4月30日)	頁 1
2	東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金については、①償還期間の3年間延長、②通常は3%の利子を保証人ありは無利子、保証人なしは1.5%に引下げ、③償還免除の特例が講じられる旨を各都道府県・指定都市市長あて通知 (5月2日)	6
3	東日本大震災に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について、①市町村において可能な限り速やかに支給を行うこと、②国は予算措置後速やかに概算交付を行うことを各都道府県に通知 (5月2日)	10
4	災害弔慰金等負担金の交付申請に当たっての留意点を各都道府県に連絡 (5月2日)	10
5	今般の東日本大震災に係る災害援護資金貸付の取扱いに関して、①自家用車の損害についても家財の損害に含めて被害要件を判断できること、②自家用車の買換・購入のための資金に充てることができることについて、各都道府県および指定都市に通知 (5月25日)	11
6	災害弔慰金等の支給に当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難場合等に設置される審査会について、市町村が単独で	11

設置する方法のほか、市町村が、都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することも可能であることについて、各都道府県に通知 (6月17日)

7 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給制限の支給制限の対象となる

給付金には、労働者災害補償保険法に基づく各種給付は含まず、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第二条に規定されている給付金には、貸し付け金又は特別貸し付け金 (警察表彰規則、消防表彰規程、貸し付け金に関する訓令) であることについて、各都道府県に通知 (7月28日)

8 災害弔慰金等の支給に関する法律の一部を改正する法律が施行さ

れ、支給対象となる遺族の範囲に、志望した者の死亡当時における兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくした者に限る。) が加えられたことについて、各都道府県に通知 (7月29日)

※ 資料 10 冊

表37 衆議院決算行政監視委員会の決議に対する反映状況

衆議院決算行政監視委員会 「東日本大震災復興予算の使途に関する決議」	関係府省 「東日本大震災復興予算の使途に関する決議」の反映状況
1 国内立地推進事業費補助金及び中小企業組合等共同施設等災害復興事業（経済産業省）	
国内立地推進事業費補助金については、その経済波及効果、特に被災地に対する詳細な定量的分析を厳密に行うとともに、補助の採択の審査基準を明確化し、本補助金が真に被災地支援に資するものであるかどうかの説明責任を果たすべきである。	国内立地推進事業費補助金の案件採択の審査では、被災地企業と取引関係があるなど被災地への波及効果が見込まれることが必須の要件。この点、決議の趣旨を踏まえ、補助対象企業に対して、具体的な波及効果の報告を求めるなど改めて徹底を図ったところ。現在、補助対象企業において国内での設備投資が着実に進められており、今後、生産が本格化された段階で可能となる被災地への実際の経済波及効果の定量的分析についてもしっかりと対応していく。
中小企業組合等共同施設等災害復興については、被災者からの要望に対して十分対応可能となるよう必要な予算額を確保すべきである。また、事業者の本格的な復興に長期間を要するとの事情を十分に踏まえ、複数年度にわたる事業継続が可能となるよう、繰り越しの要件の緩和、都道府県に対する基金の造成等について検討すべきである。さらに、特に大きな被害を受けた中小企業の申請者に対する支援体制の強化を図るべきである。	中小企業等共同施設等災害復興事業については、平成25年度において250億円の予算を確保するとともに、事業の進捗が遅れている事業者については、事故繰越の柔軟な対応、再申請の書類の簡素化といった対応を講じたところである。その上で、事業者からの申請に際しては、各県と連携して、計画内容を向上させるために具体的かつきめ細かな相談対応を行ってきているところである。
2 地域医療提供体制の再構築（厚生労働省）	
医療施設等災害復興費補助金の民間医療機関に対する補助要件の緩和と補助対象の医療機器への拡充を早急に検討するとともに、医師等の人材確保への対応を強化すべきである。また、地域医療再生基金については、既に再建した民間医療機関に対しても適宜適用できるよう検討すべきである。さらに、地域医療の復興に向けて、創意工夫によりまちづくりと一体になって行われている取組に対しては積極的に後押しすべきである。	災害復興費補助金については、民間医療機関に対する補助要件の緩和や、大規模災害により医療機器に被害が生じた場合の設備整備に係る補助制度を創設することとしている。地域医療再生基金については、決議の趣旨を踏まえ、平成24年度予備費により積み増しを行い、医師等の確保対策や、民間医療機関の再建支援のほか、創意工夫によりまちづくりと一体になって行われている取組に対する支援など地域医療体制の再構築に向けた措置を講じている。
3 鯨類捕獲調査安定化推進対策（農林水産省）	
本事業については、被災地の鯨産業の復興に直接関連したものと認められず、復興予算として支出したことに疑問がある。にもかかわらず、農林水産省による本事業の被災地の復興との関連性に係る説明が極めて不十分であったことは遺憾である。被災地の鯨産業に対する本事業の貢献について徹底した検証を行うとともに、鯨産業復興のために真に政府が果たすべき役割について再検討すべきである。	調査捕鯨の安全かつ円滑な実施を確保するために必要な経費については、平成24年度以降、一般会計で対応している。決議の趣旨を踏まえ、南極海調査捕鯨の副産物の販売に当たり、石巻周辺地域の鯨関連産業の需要に優先的かつ最大限に対応している。
4 東日本大震災に係る復興・復興関連事業（道路関係）（国土交通省、復興庁）	
道路に限らず、全国防災対策事業の予算措置に上限を限定することや全国の防災事業と被災地の復興事業について予算区分上明確に切り分けることの重要性を認識すべきである。今後被災地における復興予算が不足する事態を防止するための方策として、全国防災対策事業については、復興財源の趣旨を尊重し、緊急性等の観点から一層厳しく対応すべきである。	全国向け予算は原則として全廃し、例外として、①巨大大津波による被害を受けた新たに認識された技術上の課題に対応するための公共事業（道路関係であれば高台道路への避難階段の付加に限る。）、②子どもの安全確保に係る学校の耐震化事業、③国庫債務負担行為に基づき既に契約された歳出化経費に限り計上している。これらの予算に必要な財源は、被災地向け予算に不足を来すことのないよう、一般会計から繰り入れることとしている。
5 庁舎の耐震改修（国土交通省、総務省）	
本事業については、被災庁舎以外に復興財源を使用せず、緊急性等の観点から一層厳しく対応することを検討すべきである。また、将来における倒壊した被災地の自治体庁舎の建て替え費用の手当てについては、十分な配慮を行うべきである。	決議の趣旨を踏まえ、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予算において措置された庁舎の耐震改修等に係る全国防災対策事業については、現に契約締結されているものを除き、執行停止したところである。さらに、平成25年度東日本大震災復興特別会計においても、復興財源の使用は被災庁舎の復旧に限定している。東日本大震災で壊滅的な被害を受けた自治体の庁舎の建て替え費用については、標準的な事業費を対象として、震災復興特別交付税で措置することとしている。
6 アジア太平洋地域及び北米地域との青少年交流（外務省）	
本事業については、被災地の復興に直接関連したものと認められず、復興予算として支出したことに疑問がある。また、外務省において補助対象の団体における具体的な交流の実施状況を即答できないなど、ガバナンスの欠如が認められた。本事業が真に被災地の復興に資するものであったかについて真摯な検証を行うとともに、今後の青少年交流プロジェクトについては、内容の改善、透明性の向上、効果的な風評被害対策の在り方の観点から、抜本的な見直しを行うべきである。	青少年交流の実施に必要な経費については、平成24年度以降、一般会計で対応している。決議の趣旨を踏まえ、被災地滞在日程を増やしたほか、「アジア青少年交流室」の立上げ、在外公館担当官の指名等により、事業の実施状況の把握と事後のフォローアップのための取組を強化した。
7 被災地域における再犯防止施策の充実・強化（法務省）	
本事業については、復興予算として支出することの合理的な説明はなかったことから、今後、復興予算での予算要求はやめるべきである。	被災地域における再犯防止施策の充実・強化に必要な経費については、平成25年度予算では一般会計で対応している。

（注）衆議院決算行政監視委員会「東日本大震災復興予算の使途に関する決議」（平成24年11月議決）及び同決議の反映状況（平成25年6月配布）を基に作成した。